

總行行第145号  
国土入企第11号  
平成30年7月2日

各都道府県知事 殿  
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)  
各都道府県議会議長 殿  
(議会事務局扱い)  
各指定都市市長 殿  
(財政担当課、契約担当課扱い)  
各指定都市議会議長 殿  
(議会事務局扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

#### 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について

建設業の働き方改革に向けては、個々の建設業者や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることに鑑み、平成29年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年8月には、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガ

イドライン」が策定されたところです。

こうした中、平成30年6月29日に第196回通常国会で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革関連法」という。)に基づく改正後の労働基準法において、建設業については、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところです。

今般、働き方改革関連法の成立や関係省庁連絡会議等における議論も踏まえ、別添の通り、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂されました。

貴職におかれましては、本ガイドラインの内容等を十分に御理解いただき、本ガイドラインの遵守のため速やかに準備を整え、取組を強化していただくよう要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。